

## おたより

更生と医療相談について

都落ち　田釜和良

先号でもおしらせしたように、国立厚生省更生指導所の田中・和田先生が特に本会員のために更生と医療の相談をして下さるこ

とになりました。して下さる方は毎週月曜日午後ですが、一日に一人つつとおこなって整理の都合上、相談をおさりたい方は会の事務所の方へお申込み下さい。

はるかに興味をもつて、お申込み下さい。

私は、この会に入念して二年と半月位になりました。そこで今手から何が伝おうと思ひます。だから城東支部に入り、およほすちがい副支部長の役をもつてました。私は生れて

二十一年間をすごしてきました。そのため字を書くのもじょく字引いたままであります。こんな状態ですかで、うまく副支部長

という仕事が出来るかわからせんが、出来

るだけやつてゆこうと思つて居ります。や

うなことを今まで何も会にお便りも出しませんでした。会報地図号に医療と更生相談について、という記事がつてあります。それについて私が考えを述べたいと思います。

医療と更生、医業の相談を国立厚生省セントラルに行うとの事、これは良い事ですが、もう一つ私が思つて居る事は、「青い火」の中で動ける金額で商品販売を行ひ、その收入で商店を建ててその売上げを分配し、生活費における手帳をもつていてはいけない。動きやすい人

にも皆と同じに介護で上げる金額を稼ぐ

らせた様にしてゆきます。青い火の会の

設立者であるじゅん様におあえですか、御意

見も下さない、それで公認の皆様の御健康と

御活躍と御祈りしてyanをおきます。

去る三月に遡るまことに協力をお願いした郵便

料金に関する署名運動は、五月末日までに一

十八名で署名が集まりましたが、まだ大分帰つて未だ署名用紙があります。署名用紙をまとめて返送しておられの方は、出来るだけ多くお書き

きとつて返送して下さい。

なお、「このため」と「友愛会」の今後、

一弾として国会へ既に提出しましたが、本

会と「火の灯」の今後二弾として近く郵政

省へ提出する予定です。

郵便料金に關する署名運動について

去る三月に遡るまことに協力をお願いした郵便

料金に関する署名運動は、五月末日までに一

十八名で署名が集まりましたが、まだ大分帰つて未だ署名用紙があります。署名用紙をまとめて返送しておられの方は、出来るだけ多くお書き

きとつて返送して下さい。

なお、「このため」と「友愛会」の今後、

一弾として国会へ既に提出しましたが、本

会と「火の灯」の今後二弾として近く郵政

省へ提出する予定です。

郵便料金に關する署名運動について

去る三月に遡るまことに協力をお願いした郵便

料金に関する署名運動は、五月末日までに一

十八名で署名が集まりましたが、まだ大分帰つて未だ署名用紙があります。署名用紙をまとめて返送しておられの方は、出来るだけ多くお書き

きとつて返送して下さい。

なお、「このため」と「友愛会」の今後、

一弾として国会へ既に提出しましたが、本

会と「火の灯」の今後二弾として近く郵政

省へ提出する予定です。

先号でもおしらせしたように、国立厚生省更生指導所の田中・和田先生が特に本会員

行かねば生活が出来ない

金のために行く

孤独の世界に飛び込めと言うのが

でも行く

東京を去るのを

死ぬほどつづけ

でも行く

東京へしほりへ

きゅうな

結婚集後記

いづれまにか、今度も梅雨の候となりすし

たが、皆さんはお元気で、一步く、社会に向

かつて、頑張つておられる事を、おまじ申し

上げます。

特集として、関係の先生に書いて頂きました

ただし、相親の事をのせました。

いづれ、計画を立てて、やつて、おまじ申

思つてますが、なまくやれなじ事を、お

詫び致します。

部会によつて、今日発行しましたが、七月

八月は休刊します。

さて、次回の原稿は八月十五日迄に、本部

の事務所にお願い致します。

（中）おめでとう



NO. 19  
36. 9.

印刷所 東京大宮前六丁目  
編集責任者 中井 敏一  
編集責任者 中井 敏一

## もう一度考えよう。

今回別記の様に大変不幸なことがおこりました。発された御家族はもう諭めこと、我々にとって最も辛い悲劇が起りました。それは親しい友達の死ということ以外「青い火」という組織のきわめて基本的な骨髄にふれられた様な感じだったかも知れません。

今、我々は、自分達の無力さに半ば虚脱しながら、激しい怒りをあおえています。この怒りも前進のためのエネルギーに転化するには、どうすれば良いのか、もう一度考えてみたくなります。つづけてみると、今度の様な事態のおこりを、未だにさせることの出来なかつたのを、直接、金の運営に尽すさわれる我々の責任として、深く感じています。

今、我々は、自分達の無力さに半ば虚脱しながら、激しい怒りをあおえています。この怒りも前進のためのエネルギーに転化するには、どうすれば良いのか、もう一度考えてみたくなります。只、現在はつきり言ふことが

(1) たつて居ります。只、現在はつきり言ふことが

あります。この会の会員は、私は、この会に入念して二年と半月位になりました。そこで今手から何が伝おうと思ひます。だから城東支部に入り、およほすちがい副支部長の役をもつてました。私は生れて

二十一年間をすごしてきました。そのため字を書くのもじょく字引いたままであります。こんな状態ですかで、うまく副支部長

という仕事が出来るかわからせんが、出来

るだけやつてゆこうと思つて居ります。や

うなことを今まで何も会にお便りも出しませんでした。会報地図号に医療と更生相談について、

それについて私が考えを述べたいと思います。

医療と更生、医業の相談を国立厚生省セントラルに行うとの事、これは良い事ですが、もう一つ私が思つて居る事は、「青い火」の中で動ける金額で商品販売を行ひ、その收入で商店を建ててその売上げを分配し、生活費における手帳をもつていてはいけない。動きやすい人

にも皆と同じに介護で上げる金額を稼ぐ

らせた様にしてゆきます。青い火の会の

設立者であるじゅん様におあえですか、御意

見も下さない、それで公認の皆様の御健康と

御活躍と御祈りしてyanをおきます。

郵便料金に關する署名運動について

去る三月に遡るまことに協力をお願いした郵便

料金に関する署名運動は、五月末日までに一

十八名で署名が集まりましたが、まだ大分帰つて未だ署名用紙があります。署名用紙をまとめて返送しておられの方は、出来るだけ多くお書き

きとつて返送して下さい。

なお、「このため」と「友愛会」の今後、一弾として国会へ既に提出しましたが、本会と「火の灯」の今後二弾として近く郵政

省へ提出する予定です。

郵便料金に關する署名運動について

去る三月に遡るまことに協力をお願いした郵便

料金に関する署名運動は、五月末日までに一

十八名で署名が集まりましたが、まだ大分帰つて未だ署名用紙があります。署名用紙をまとめて返送しておられの方は、出来るだけ多くお書き

きとつて返送して下さい。

なお、「このため」と「友愛会」の今後、一弾として国会へ既に提出しましたが、本会と「火の灯」の今後二弾として近く郵政

省へ提出する予定です。

郵便料金に關する署名運動について

去る三月に遡るまことに協力をお願いした郵便

料金に関する署名運動は、五月末日までに一

十八名で署名が集まりましたが、まだ大分帰つて未だ署名用紙があります。署名用紙をまとめて返送しておられの方は、出来るだけ多くお書き

きとつて返送して下さい。

（1）

本会を題めた

三船造  
カリサイタル

（例）毎日朝日新聞より、余生も亡田二十六日から毎日向行なわれた。口頭リーダーを務めた総勢十五人が毎日「葉山教説」に着て、そのお早くも遅い時間、西口駅までさりげなく持つて来た弁当に呑んでいた。これが例年の通り食事の準備、食事、あとからつけ、リクリエーション、夜の時も夢中でこした。とくにけりエーンは三班に分れて、女がけじが、男がじしかと云ふ試験会はいろへ面白に話が飛出し樂しかった。  
（二）毎日朝日新聞に行つて友をめたり  
十一年になり、尚不充分ながら障害に対する福祉も進んできた。  
しかし、元来この法律は、障害者を更生させる」と目的としたもの、即ち個別更生の出来る面の延伸をする、つまり法律として「保護」ということは考えられていない。従つて、この法律を施設所にして、現在の障障者に対する福祉行政に於ても、やはり「更生」ということに今ヨイレがかけられてしまうと困る。そして保護的看護は、それが過度にならぬと考えられるに至るようだが、今日實際に行われてはいるのである。尤も「保護」と云つても、それ曰く必ず「更生」を図ろうとする施設の整備充実以上に当然されねばならぬしものであり、さて奥、昨年厚生省も行つた身障者の実態調査で併せて、もとより令十五才以上の者の中、就業している者は約六〇%で、残り四〇%は不就業者であるというようすに、又その收入も月一万円以下の者が五三・一%もいるというようすに「更生」のための施策が十分講ぜられてはいるかどうか。ともかく、幼く能力のある者は、すべて仕事を与えるべきであり、その能力が低い者とて、積一杯切ひた上、足りない分だけ補つてもむづらうなる仕組みとすべきである。そして、我々障障者自身も保護を求めるより、まつ余生と云ふことを考えねばならない。  
しかし、身障者の中に何、その障害程度が重いため、どうしても余生のかうわぬ吉のい

十一月になりました。尚不充分で、身障者に対する福祉も進んでいた。  
しかし、元来の法律は、身障者を更生させることを目的としたもの。即ち、自力更生の出来ない身障者を保護するところの本筋の法律である。「保護」ということは施設化しておき、従つて、この法律を施設所にしている現在の身障者に対する福祉行政に於ても、やはり「更生」ということについてエイトがかけられてゐると言ふべき。そして保護的な病棟は、それが過度の負担にならぬと考えられてしまつたが、今日實際に行われてはいるのである。尤も、「保護」と云つても、それ曰くあく迄「更生」を因圖うとする施設の整備充実以上に當されぬばかりでなく、あり、さだ其、昨年厚生省が行つた身障者の実態調査で併せて、就業率が十五才以上の方の中、就業している者は約四六%で、東リ五田さんは不就業者であるといつぱり、又その收入も月一萬円以下の者が五三・一%もいるといつぱり、「更生」のための施策が十分講ぜられてゐるかどうか。ともかく、極く能力のある者は、すべて仕事を与えるべきであり、その能力の低い者とて、搗一杯付いた上、足りない分だけ補つてもらつねうな仕組みとすべきである。そして、我々身障者自身も保護を求めるより、まつ更生ということを考えねばならない。  
しかし、身障者の中に、その障害程度が重いため、どうしても更生のかねむ者のい

云つてもモロコシは餘る程「かういこし」であります。ではならぬのは勿論であり、人間としての権利を守り、幸福を追求するため、従つては基本的にしつかりしておかねばならないことである。そして、それに沿つてか具体的事実遇は、これから研究にまつとして、重複の身障者と云ふとも、や可り自分で出来な仕事（詩作創作或は社会奉仕的おもかせ）などでござりしていくべき行なにかと思つた。ただし、仕事をするということは、人向い幸福にとつて欠かせないことで残るから。尚、重度の障害者の方をどうぞ在り方を規定するには、さかほつて教育というものがついても想えなければならぬのである。

とやかく「ホームがほし」「起設され」とは重度の身障者にとつて切実な願いである。實際うまくことに入手する運営よろんな障害者にとつて親が手をしたり、この世を去つた後はどうなるらうだ？ 先に、現在保護的の施設は、それも適きねばならないと考えられてしまつたようだが、と云つたが、それの具体化は國にとつて今日の急務なのである。ところどそのような施設には多大の経費を伴つが、それが何より云われうように国民年金の積立金を運用する所方にしたらいつだうし、更に日本經濟の高層成長がつむれしている（この事実少々あやしくなつてきたが）今日、その弊害の実を、このような面にこざすわけでもちろいだらうか。そのようにしてこそ、眞に

一、教養組合題一件　光明学校が借りりられ  
方がつたため、世田谷駅で泊らず三日間  
セミナーとして用くことに計画後便。  
二、六月三〇日に東会で行なわれた「東重早  
摩者と作業所についての研究会」に参加  
した報告（山丸・中村）  
三、船橋造船公團ら一件　文部の結果。  
期日の延びで九月の実現不可能との報告。  
東芝教養工業の日創切特売上報告一  
「西松原さぼりて七千二百田の鉛盜。  
五、七月七一九日、大森山王会館で催される  
バザーの保証選定。  
(原、山丸・高田・柄下・金沢・横手・  
多田)

「ともかく、身障者の福祉行政の中には、更生という柱とともに、医療という柱も立て、もう少し同じものである。重慶の身障者も安心して幸福な生活が出来たために。

四處筆記卷之原稿草稿

(生きて見た体験談)  
（入念の以前と以后）

このテーマを特集をしましてが、自由の  
原稿も募集して届けます。  
何の事でも結構ですか、皆さんどうづ  
て書いて下せり。



